

令和 7 年度長井の食と文化を活かした観光コンテンツ等造成事業

実施業務委託仕様書

1 業務名

令和 7 年度長井の食と文化を活かした観光コンテンツ等造成事業実施業務

2 目的

本事業は、特色ある長井の食や文化のブランドを確立しながら、それらを体験できるコンテンツ等を造成、さらに関係団体等と連携して高単価の新たな観光ツアー等を開発し、観光客が地域に長く滞在するよう誘引することで交流人口の増加、観光消費額の増加等による地域活性化を図ることを目的とする。また、長井市の食と文化を次世代への継承につなげる事業を継続的かつ重層的に実施することで経済好循環と人口減の抑制をし、地域独自の食と文化を守り、伝えることを図ることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

4 委託上限額

金 28,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とし、委託業務の実施に必要な費用を全て含むものとする。

5 委託業務の内容

本業務の受託者は、以下の内容に従って業務を遂行すること。ただし、具体的な実施内容については、提案のあった内容を基に委託者と協議の上、決定するものとする。

（1）食の地域性を活かしたメニュー開発

長井及び周辺地域の食材や食文化を活かした食事メニューを開発し、市内事業者と連携して長井市内で提供すること。

（2）体験コンテンツの造成

長井及び周辺地域の食と文化にちなんだ体験コンテンツを造成すること。

（3）長井の水のブランディング

長井の豊富な水資源について、食や健康と結び付けた活用方法を調査・検討すること。

別紙 1

6 業務完了報告及び成果品

業務を完了したときは、以下の書類及び電子媒体を提出しなければならない。

- (1) 業務完了報告書 2部
- (2) その他必要とされる書類

7 委託料の支払い

委託料の支払い方法は、業務完了後の精算払いとする。ただし、市と受託者の協議により概算払いできるものとする。

8 その他

- (1) 本委託業務に係る著作権は、第三者が権利を有する部分を除き、市に全て帰属するものとする。
- (2) 受託者は、常に本市職員と密接な連携を図り、市の意図について熟知のうえ、作業に着手し、能率的・効果的な進行に努めなければならない。
- (3) 詳細事項及び内容に疑義が生じた場合、並びに業務上重要な事項については、受託者は事前に市と協議を行い、その指示に従うこと。
- (4) 受託者は、本業務の遂行にあたり、本業務に関係するしないにかかわらず、市のデータなどについて、許可なく持ち出しなどを行ってはならない。また、関連データなどは、漏洩、滅失、その他の事故などの予防に十分注意し、業務の信頼性・安全性の確保に努めなければならない。
- (5) 本仕様に記載のないものについては、市と受託者が協議して決定するものとする。